

平成29年2月
島田信用金庫

キャッシュカード振込機能の一部利用制限について

日頃は島田信用金庫をご利用いただき、誠にありがとうございます。

当金庫では、多発する振り込み詐欺被害、特に急増するキャッシュカードによる振り込みに不慣れな高齢者のお客さまをATMに誘導して、預金を振り込ませる「還付金詐欺」被害を防止するため、緊急対応として、平成29年3月1日（水）より、キャッシュカード振込機能の一部利用制限を実施します。詳細は下記のとおりです。

記

次のお客さまはATMのキャッシュカードによる振り込みを制限（振込限度額を「0円」）し、振込ができなくなります。

（1）対象となるお客さま

- ① 70歳以上、かつ
- ② ATMで直近3年以上キャッシュカードによる振り込みをされていない口座のお客さま

（2）対応開始時期

平成29年3月1日（水）より

（3）上記のお客さまがキャッシュカードによる振り込みを希望される場合

平日の営業時間内に当金庫窓口へお申し出ください。

所定の手続きにより対応させていただきます。

なお、お手続きの際には、お届印、本人確認書類、キャッシュカードをお持ちくださいますようお願い申し上げます。

※ キャッシュカードによる預入れや引出しは従来どおり可能です。

以上